

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と
おき)

目次

- ◆告示 保険医療機関の指定
- 飼料の試験の結果の概要
- 土地改良事業計画の適否の決定(七件)
- 土地改良事業の認可(三件)
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 公有水面の埋立ての免許の出願
- 建築基準法による道路の位置の指定
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◆選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第五十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
芦川外科医院	鳥取市田園町四丁目三八七	昭和五十四年十一月十五日
上山整形 外科医院	鳥取市湖山町東二丁目 一〇三	昭和五十四年十一月十六日
堀内診療所	鳥取市西品治新茶屋 七四九十三	昭和五十四年十一月十五日
前嶋眼科医院	鳥取市元町二二六	昭和五十四年十一月十八日
田 中 医 院	倉吉市上井町二丁目九十二	昭和五十四年十一月十五日
清水歯科医院	鳥取市湯所町二丁目二二二	昭和五十四年十一月二十日
本家内科医院	八頭郡若桜町大字若桜広原 一〇〇〇一	昭和五十四年十一月十九日
菊川 医 院	八頭郡用瀬町大字別府 一〇二一一	昭和五十四年十一月十八日
山本歯科医院	鳥取市扇町二二七	昭和五十四年十一月二十一日

鳥取県告示第五十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十四年九月に収去し

栄養成分に関する検査

た飼料の試験の結果の概要を次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 三

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月日	試験結果の概要							備考			
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素		水溶性窒素	ペプトン消化率	
神戸市 日清製粉株式会社 神戸飼料工場	鳥取県東伯郡泊村 中村産業株式会社 中部支店	日清印子豚用配合飼料	54.8	15.9	4.4	2.8	5.4	1.00	0.52					
		子豚ハイペースP												
		日清印子牛用人工乳	54.8	22.7	3.0	3.8	7.0	1.11	0.62					
		ネオカーフスターター												
		日清印若牛用配合飼料	54.9	16.1	3.6	5.0	7.4	1.34	0.59					
神戸市 日清製粉株式会社 神戸飼料工場	鳥取県東伯郡東伯町 東伯町農業協同組合	日清印肉牛用配合飼料	54.8	12.0	8.7	4.7	7.1	1.34	0.54					
		ホルビーフ												
		日清印肉牛用配合飼料	54.8	15.3	8.7	4.1	7.0	1.46	0.50					
神戸市 近畿くみあい飼	鳥取県東伯郡東伯町 東伯町農業協同組合	日清印子豚用配合飼料	54.8	15.5	5.7	2.1	4.8	0.90	0.48					
		子豚ハイジャンプ												
神戸市		規くみあい配合飼料	54.9	12.8	3.6	4.1	4.9	0.69	0.56					
		ニューキングビーフ後期												

鳥取県告示第五十三号

昭和五十四年八月二十五日付けで江府町から申請のあつた土地改良(米沢江尾(御机上原)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十四号

昭和五十四年八月二十五日付けで江府町から申請のあつた土地改良(米沢江尾(大万松山)地区農業用排水)事業計画については、審査した結

果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十五号

昭和五十四年八月二十五日付けで江府町から申請のあつた土地改良(米沢江尾(杉谷船谷)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次の

とおり告示する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十六号

昭和五十四年八月二十五日付けで江府町から申請のあった土地改良(米沢江尾(小江尾中井手)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十七号

昭和五十四年九月二十九日付けで日南町から申請のあった土地改良(茶屋・笠木(坂根井手)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月一日から二十日間
縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十八号

昭和五十四年九月二十九日付けで日南町から申請のあつた土地改良（茶屋・笠木（大内谷中井手）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十九号

昭和五十四年九月二十九日付けで日南町から申請のあつた土地改良（茶屋・笠木（大内谷上井手）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(高殿地区農業用排水・暗きよ排水及び農道整備を一体とした)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十一号

若桜町から申請のあつた町営土地改良(五反田地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十二号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(長谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十三号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(閉野地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十四号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十一年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。
その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び境港市役所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

境漁港管理者 鳥取県

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

境港市昭和町九番一地先の公有水面

(二) 区域

①の地点と②の地点とを結ぶ昭和三十九年三月九日付受港管第十号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(D・L十〇・六〇メートル)、②の地点から③の地点及び④の地点を通り⑤の地点に至る昭和五十一年二月九日付鳥取県指令受河第一号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(D・L十〇・六〇メートル)、⑤の地点と⑥の地点とを直線で結んだ線並びに⑥の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 高尾山三等三角点(北緯一三三度一四分五・二三八秒東 経三五度三三分三四・二六二秒) から一三七度五一分九秒二、四二〇・五メートルの地点(以下「A地点」という。)
- ②の地点 A地点から二四六度三〇分一四一・八メートルの地点
- ③の地点 A地点から二五〇度〇〇分一三九・〇メートルの地点
- ④の地点 A地点から二四八度〇〇分一二五・三メートルの地点
- ⑤の地点 A地点から二六七度五〇分二二〇・一メートルの地点
- ⑥の地点 A地点から三五六度五〇分六・一メートルの地点

(三) 面積

五、七〇五・七七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

境港市昭和町九番一地先の陸域及び公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑧の地点と⑨の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ⑦の地点 A地点から三四度二〇分一二・七メートルの地点
- ⑧の地点 A地点から二〇一度〇〇分五九・六メートルの地点
- ⑨の地点 A地点から一九八度〇〇分六七・六メートルの地点
- ⑩の地点 A地点から二四九度三〇分二一五・〇メートルの地点
- ⑪の地点 A地点から二五九度二〇分二〇七・二メートルの地点
- ⑫の地点 A地点から二五九度四〇分一七九・一メートルの地点
- ⑬の地点 A地点から二六七度〇〇分二五九・八メートルの地点
- ⑭の地点 A地点から二七三度三〇分一六一・八メートルの地点
- ⑮の地点 A地点から二七九度〇〇分一四四・一メートルの地点
- ⑯の地点 A地点から二八五度三〇分一三七・六メートルの地点
- ⑰の地点 A地点から三〇五度〇〇分一五七・〇メートルの地点
- ⑱の地点 A地点から三〇九度二〇分一三九・八メートルの地点
- ⑲の地点 A地点から三一〇度〇〇分一三・四メートルの地点
- ⑳の地点 A地点から三二五度〇〇分二二〇・四メートルの地点
- ㉑の地点 A地点から三三六度一〇分二二五・五メートルの地点
- ㉒の地点 A地点から三四四度四〇分一三・七メートルの地点

- ⑦の地点 ④地点から三五五度〇〇分六七・三メートルの地点
- ⑧の地点 ④地点から三五六度四〇分五二・一メートルの地点

(二) 面積

二四、七六七・二五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

昭和五十四年十一月二十六日

鳥取県告示第六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十四年十一月三十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 広島県広島市小町三番一九号 やまと生命ビル八階 株式会社 タクシン 代表取締役 能口武昭	道路の位置の指定場所 米子市両三柳字大沢十五 二〇一―一、二〇一― 二、二〇一―三	道路の幅員及び延長 幅員 四・〇〇 七・二―メートル 延長 二九・五一 メートル
---	--	--

鳥取県告示第六十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十四年十二月三日から施行する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の鳥取信用金庫の項中

株式会社山陰合同銀行若桜支店

を

若桜支店	八頭郡若桜町大字若桜
------	------------

若桜支店	八頭郡若桜町大字若桜
------	------------

用瀬支店	八頭郡用瀬町用瀬
------	----------

株式会社山陰合同銀行若桜支店
株式会社山陰合同銀行用瀬支店

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

昭和五十四年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和五十四年十二月三日(月) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 政治団体講習会について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】